

教育訓練課程一覽表

(表-2)

対象	教育科	教育課程	教育時間	実日数	延日数	受講見 込人数	実施予定年度			入校資格及び教育の目的
							29	30	31	
消防 職員	初任科		822	118	182	81	○	○	○	新採用の消防職員に対して、基礎的な知識と技術の習得及び強靱な体力の練成を図る。
	警防科	警防課程	70	10	12	40	○	○	○	初任科教育卒業後継続3年以上の者、又は消防長が特に推薦する者に対して、特定分野に関する高度な専門的知識と技術の習得を図る。
	予防査察科	予防査察課程	70	10	12	40		○		* 予防査察課程と火災調査課程は、隔年ごとに実施。
	火災調査科	火災調査課程	70	10	12	40	○		○	* 危険物課程と特殊災害課程は、隔年ごとに実施。
	危険物科	危険物課程	35	5	7	40		○		
	特殊災害科	特殊災害課程	49	7	9	30	○		○	警防・救助業務に従事している消防司令補及び部隊の長である消防士長の階級にある者に対して、化学物質、NBC災害等の消防対策に関する専門的知識と技術の習得を図る。
	救助科	救助課程	154	22	32	40	○	○	○	初任科卒業後継続3年以上で35歳未満の救助隊員資格を必要とする者。
		水難救助課程	70	10	12	20	○	○	○	35歳未満の潜水士有資格者で、かつ潜水経験のある消防職員で入校資格・基準を満たす者に対して、水難救助に関する専門的知識と技術の習得を図る。
	救急科	救急課程	280	38+1	54+1	81	○	○	○	救急隊員の資格を必要とする消防職員。
	初級幹部科		70	10	12	40	○	○	○	小隊長クラス（主任級）昇任後3年以内の者に対して、指揮監督能力等の向上を図る。
	中級幹部科		49	7	9	40	○	○	○	中隊長クラス（係長級）昇任後3年以内の者に対して、指揮監督能力等の向上を図る。
	上級幹部科		28	4	4	30	○		○	大隊長クラス（課長・課長補佐級）昇任後2年以内の者に対して、管理監督能力等の向上を図る。
	特別科	指揮課程	35	5	5	40	○	○	○	司令補以上の階級の者で、指揮業務に携わる者又は今後予定のある者に対して、現場指揮能力の向上を図る。
		指導救命士課程	1年目：67 2年目：33以上	10	12	30	○		○	救急救命士として、通算5年以上の実務経験があり、救急救命士・救急隊員の教育指導を行う人材。救急救命士等の再教育にかかる指導者を育成する。
		はしご自動車講習	28	4	4	30		○		はしご自動車等の隊長及び機関員（予定者を含む）。*上級幹部科と隔年ごとに実施。
気管挿管講習		64	10	12	30	-	-	-	救急救命士既資格者に対して、気管挿管に関する専門的知識と技術の習得を図る（平成28年度で終了）	
気管挿管追加講習（ビデオ喉頭鏡）		14	2	2	30	○	未定	未定	救急救命士既資格者に対して、ビデオ喉頭鏡を用いた気管挿管に関する専門的知識と技術の習得を図る。	
救急救命士処置拡大講習		35	5	5	30	未定	未定	未定	薬剤投与認定救急救命士に対して、心肺停止機能状態でない重篤患者に対する乳酸リンゲル液を用いた静脈路確保及び輸液とブドウ糖溶液の投与に関する専門的知識と技術の習得を図る。	
水難救助教育指導者養成講習			随時実施				○	○	○	水難救助課程教育にかかる指導者を養成する。
救急救命士フォローアップ等研修	7	1	2	25	○	○	○	救急救命士再教育の一環として、気管挿管フォローアップ等の教育を実施。		
フォローアップ研修会		随時実施				○	○	○	消防長会と共催により、救助課程及び水難救助課程等のフォローアップを兼ねて、県内消防職員の資質向上を図る。	
消防 団員	普通科		14	2	2	40	○	○	○	団員に対し、基礎的な知識と技術の習得を図る。
	指揮幹部科	現場指揮課程	14	2	6	40	③	③	③	班長、部長の階級の者に対して、必要な知識と技術、指揮監督能力等の向上を図る。
		分団指揮課程・指導員科	14	2	2	40	○	○	○	副分団長以上の階級の者に対して、訓練担当指導員として必要な知識と技術、指導力等の向上を図る。
	団長科		14	2	2	40			○	副団長以上の階級の者に対して、必要な指揮監督能力等の向上を図る（3年ごと）。
	機関員科		16	2	2	30	○	○	○	機関員又は従事予定の者に対して、機関員としての必要な知識と技術等の向上を図る。
	一日入校		6	1	4	別途	○	○	○	建物火災防ぎょ戦術等々の知識と技術の習得を図る。
	現地練習		6	1	6	別途		○		三重県消防操法大会出場団に対する会場貸与。
その 他	自衛消防隊	一般	14	2	2	30	○	○	○	一般企業及び団体等の自衛消防隊員に対して、基礎的な知識と技術の習得を図る。
		特定	21	3	6	30	②	②	②	消防車両を有する企業等において主に消防防災担当業務を行う自衛消防隊員に対して、必要な知識と技術の習得を図る。
	県職員防災教育・県職員新規採用研修	希望に応じ協議				○	○	○	県防災担当職員及び新規採用職員に対して、消防防災の基礎的な知識と技術の習得を図る。	
	少年消防クラブ等教育					○	○	○	消防防災業務の必要性を体験により理解させ、消防防災意識の向上を図る。	
	一般防災教育等					○	○	○	自主防災隊その他各種団体等の要請に基づき、消防、防災及び救急等に関する知識と技術の習得を図る。	

◎ 救急課程の教育時間数には病院実習11時間を含む（日数欄の+1）。なお、病院実習は学校での教育終了後、指定した日程で実施し、修了証書も全教育時間終了後交付する。

◎ 「消防長が特に推薦する消防職員等」についても入校資格とする。

◎ 入校資格の年齢及び年数の基準日は、入校日とする。

※ 准救急隊員に必要な「救急業務に関する基礎的な講習」は現行の救急科救急課程の一部で対応予定（対象は過疎地域等のみ）